

問題意識等

- 国が計画の策定等を義務付けることが地方公共団体の負担になっているとの指摘
※ 「国が制度の創設・拡充等を行うに当たって、地方団体に対して新たな計画の策定・・・を、・・・実質的に全国一律に義務付けている例が見られる。・・・国は施策の立案に際しては、地方に一律に求めることは避け、地方の裁量の確保に十分配慮すること。」
国と地方の協議の場(R2. 12)地方六団体提出資料より
- 計画の策定等に関する義務付け等の規定が近年増加しており、計画等の策定を財政支援等の要件とするケースも増加傾向にあるという指摘 ※ 全国知事会研究会報告書(R2. 10)より
- 計画の策定等の義務付け等により必要以上に地方公共団体に負担を強いることは、地方分権改革の趣旨から適当ではないと考えられる
- 計画の策定等に関する義務付け等の見直しの検討を進めるため、関係する条項を把握

今後の検討の切り口

- 社会情勢の変化により役割を終えたものや、計画等を策定しなくとも地方公共団体が計画的に施策を進めれば足りるものなど、必要性の乏しい計画等は見直すべきではないか
- 趣旨・目的が類似した計画等は、策定段階での統合を可能とする等の見直しを行うべきではないか
- 策定に関する努力義務規定や「できる」規定の増加、財政支援等の要件とするケースの増加等についてどのように対応すべきか検討が必要ではないか
- 趣旨・目的に照らし過大な内容や手続を求められる計画等は見直すべきではないか

計画の策定等に関する条項の整理について

条項の整理結果(策定)

- 計画等の策定に関する規定の令和2年12月末時点の条項数
合計:505条項(義務:201条項 努力:87条項 できる:217条項)
 - 策定を義務付ける規定については、平成24年まで減少したものの、新たな規定の創設により、その後は微増傾向が続いている。一方、努力義務規定、「できる」規定については増加傾向が続いている
- ※ 計画等の策定を義務付ける規定については、地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成21年10月7日)を受けた第1次一括法(平成23年5月公布)及び第2次一括法(平成23年8月公布)の成立等により、特に平成22年から平成23年にかけて大きく減少している。
- 法令上又は運用上、財政支援等の要件とされている計画の策定に関する規定についても増加傾向が続いており、令和2年12月末時点において、「できる」規定のうち約7割の規定、努力義務規定のうち約3割の規定がこれに該当する
 - 分野別にみると、特に、環境、農業、厚生といった分野で、策定を義務付ける規定が多く見られる
 - 複数の地方公共団体が共同して計画等を策定すること(いわゆる「共同策定」)が法令やガイドライン等により明示的に可能とされている規定は全体の約16%に当たる80条項

計画の策定等に関する条項の整理について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(1/6)

<策定に関する条項数の推移(全体)>

※各年の12月末時点の条項数

	H19以前	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	227	229	232	228	179	171	174	176	178	185	188	193	196	201
努力義務	18	20	24	25	41	45	50	58	61	70	72	77	85	87
できる	78	81	83	91	133	147	162	180	185	190	197	204	214	217
全体	323	330	339	344	353	363	386	414	424	445	457	474	495	505

このうち、共同策定が法令等により明示的に可能とされている条項は80条項

<策定に関する条項数の推移(都道府県)>

	H19以前	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	182	184	187	184	145	138	139	141	143	148	149	152	152	156
努力義務	13	15	17	18	31	34	38	45	46	51	52	55	60	61
できる	54	56	58	63	96	107	117	127	129	132	136	140	141	143
全体	249	255	262	265	272	279	294	313	318	331	337	347	353	360

<策定に関する条項数の推移(市町村)>

	H19以前	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	108	110	111	110	91	91	94	96	97	100	103	105	109	111
努力義務	13	15	17	18	24	25	28	29	32	37	39	43	48	50
できる	40	42	42	45	67	72	84	94	99	103	110	116	125	126
合計	161	167	170	173	182	188	206	219	228	240	252	264	282	287

注 例えば、事業を実施するか否かは地方公共団体に裁量があるが、事業を実施する場合には計画等を策定しなければならないという規定については「義務」と整理。

計画の策定等に関する条項の整理について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(2/6)

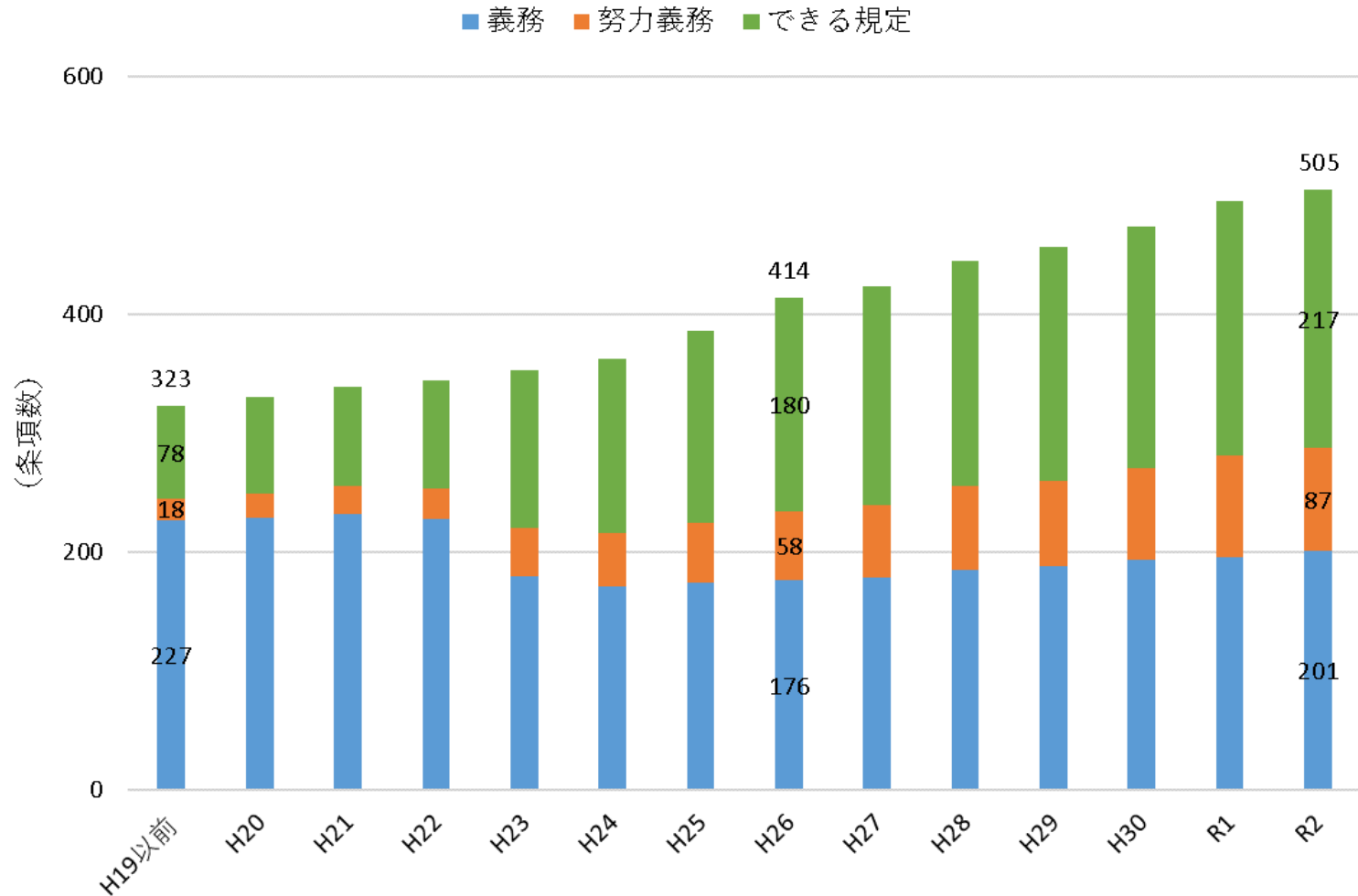
＜策定に関する条項数の推移(全体)・変動要因分析＞

	H19以前	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	227	229	232	228	179	171	174	176	178	185	188	193	196	201
(変動) 新設	-	2	3	1	2	4	3	4	2	7	3	7	4	5
廃止	-	0	0	0	▲5	▲8	0	0	0	0	0	▲2	▲1	0
義務化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務化	-	0	0	0	▲12	▲1	0	▲2	0	0	0	0	0	0
できる規定化	-	0	0	▲5	▲34	▲3	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務	18	20	24	25	41	45	50	58	61	70	72	77	85	87
(変動) 新設	-	2	4	1	4	3	5	6	4	9	2	4	8	1
廃止	-	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0
義務化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務化	-	0	0	0	12	1	0	2	0	0	0	1	0	1
できる規定化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
できる規定	78	81	83	91	133	147	162	180	185	190	197	204	214	217
(変動) 新設	-	4	2	3	9	11	16	18	6	5	10	9	10	8
廃止	-	▲1	0	0	▲1	0	▲1	0	▲1	0	▲3	▲1	0	▲4
義務化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	▲1
できる規定化	-	0	0	5	34	3	0	0	0	0	0	0	0	0
全体	323	330	339	344	353	363	386	414	424	445	457	474	495	505

計画の策定等に関する条項の整理について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(3/6)

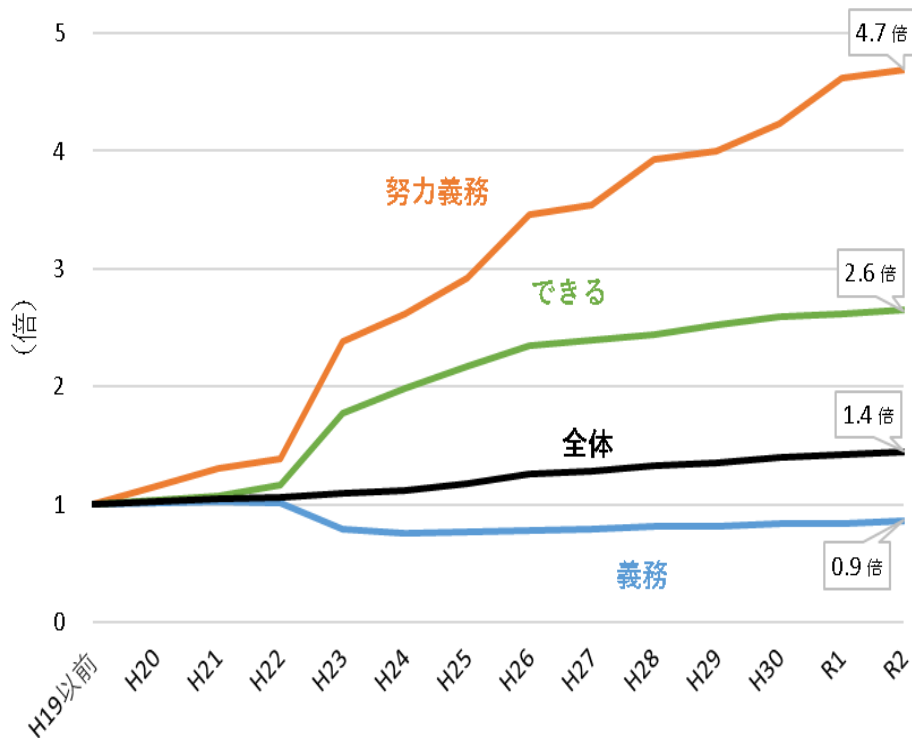
策定に関する条項数の推移（全体）



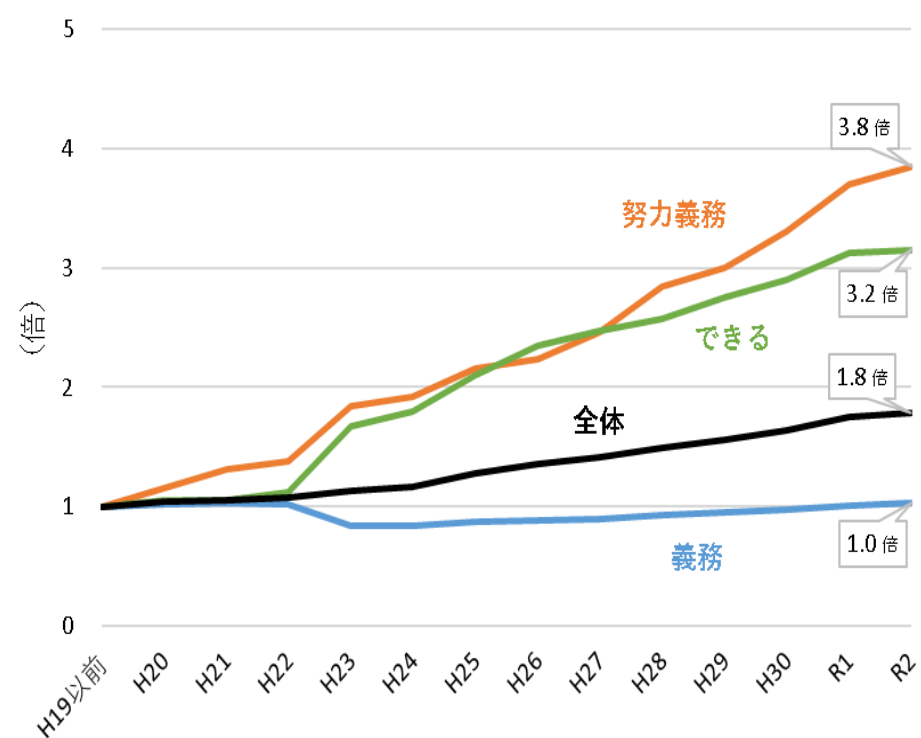
計画の策定等に関する条項の整理について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(4/6)

第2次勧告以降における条項数の増減の状況
(都道府県)



第2次勧告以降における条項数の増減の状況
(市町村)

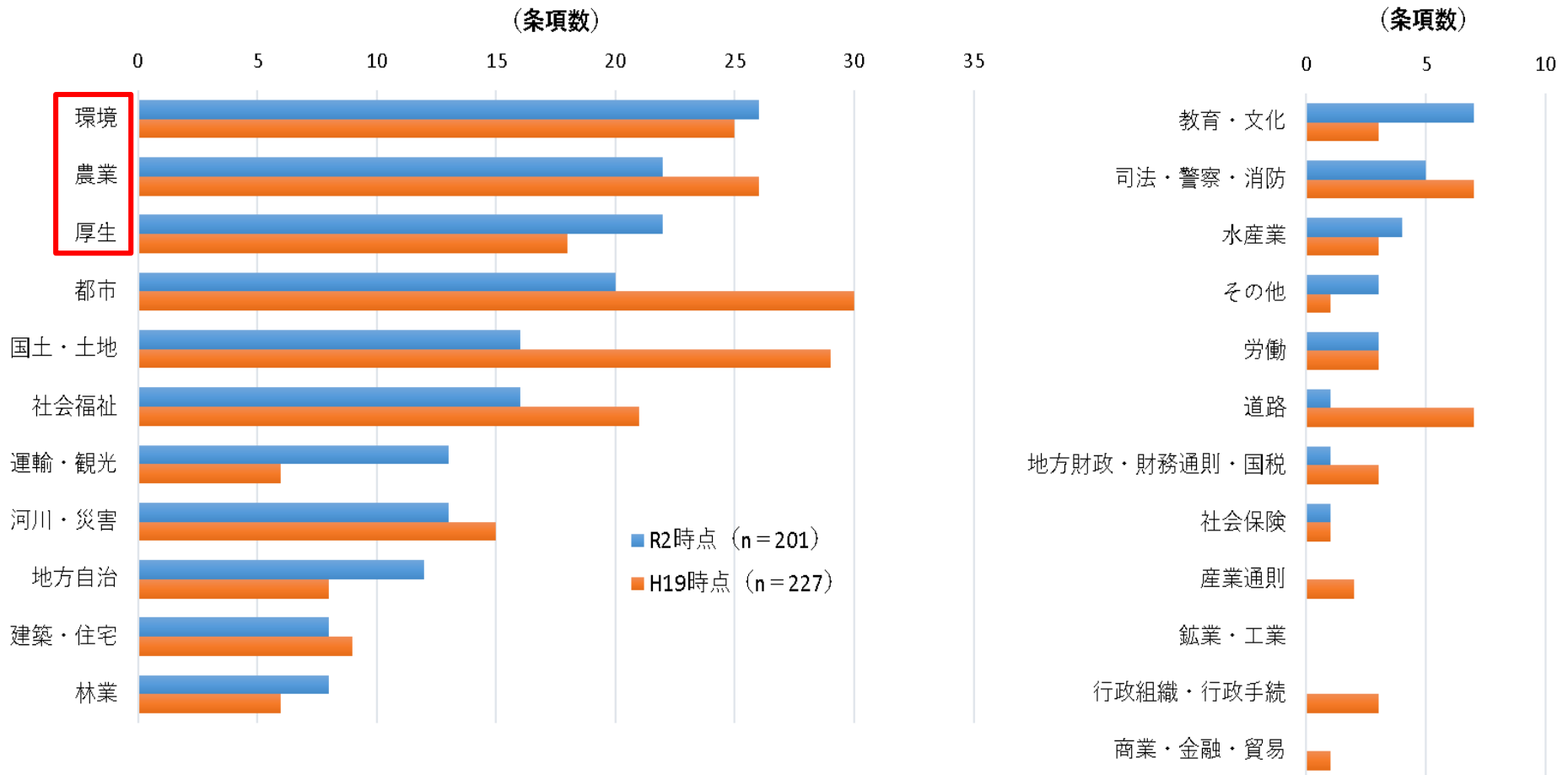


※ 地方分権改革推進委員会の第2次勧告の基礎となった平成19年12月時点の条項数を基準に各年の条項数の倍率を算出したもの

計画の策定等に関する条項の整理について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(5/6)

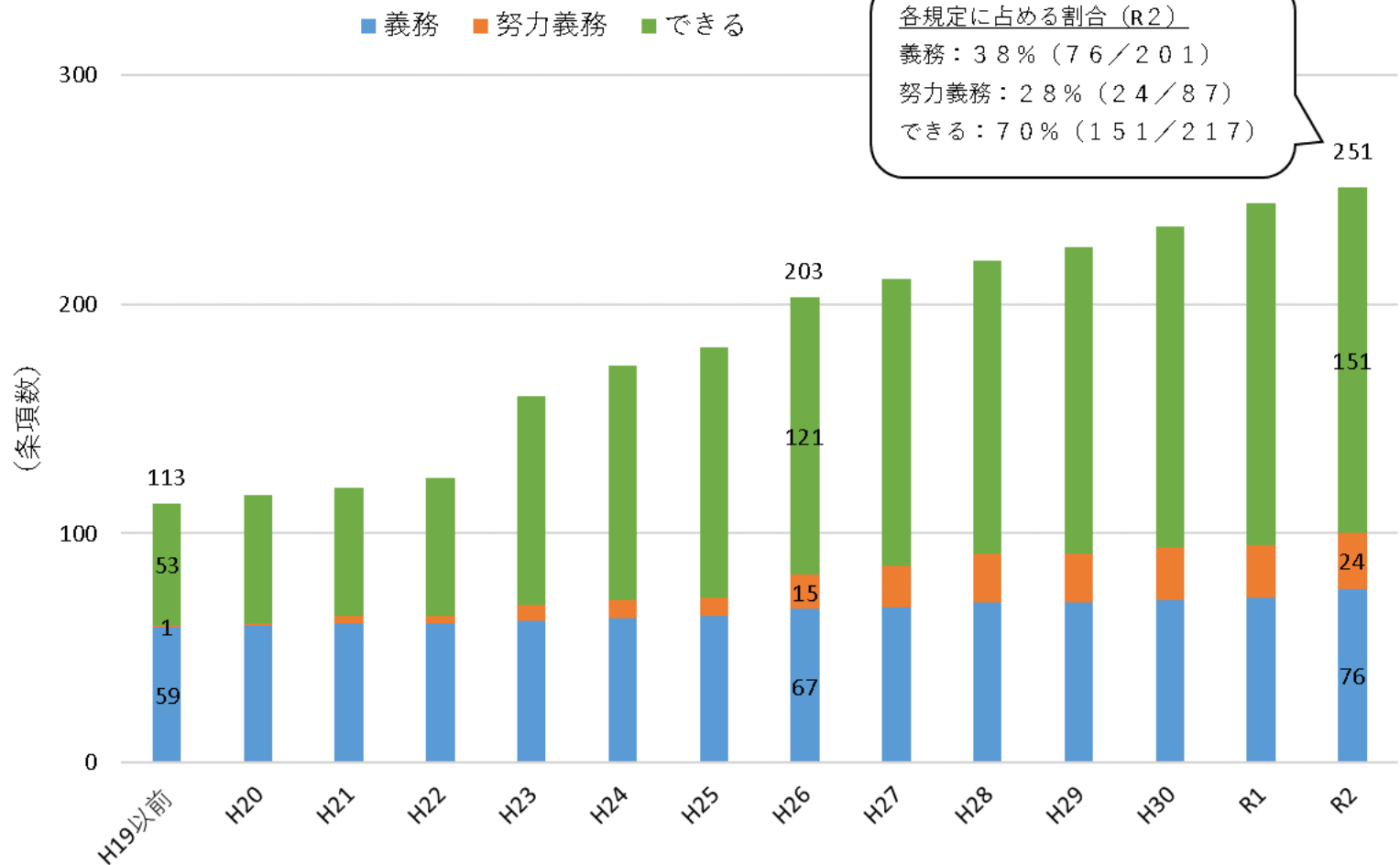
策定に関する義務規定の分野別条項数



計画の策定等に関する条項の整理について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(6/6)

財政支援等の要件とされている条項数とその割合



(R2時点)法令で財政支援等の要件とされている条項※数は、上記の義務76条項のうち73条項、努力義務24条項のうち18条項、「できる」151条項のうち143条項

※規定例(「努力義務」の例) 第X条 地方公共団体は〇〇計画を策定するよう努めなければならない。
 第Y条 国は〇〇計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、補助金の交付を行うことができる。

計画の策定等に関する条項の整理について

条項の整理結果(内容)

- 計画等の内容に関する規定: 合計1,735条項^{※1}
(義務:1,146条項 努力:232条項 できる:423条項)

(例)

- ✓ 計画等の策定に当たっての内容(盛り込むべき事項の記載)を義務付ける規定
- ✓ 計画等の期間に関する規定
- ✓ 計画等の内容に影響を与える規定(「●●計画は××方針に即して定めなければならない」等)

※1 例えば、1つの条項において一部の内容の記載を義務付け、一部の内容の記載を努力義務とする場合等があるため、「義務/努力/できる」の内訳と合計は一致しない。

条項の整理結果(手続)

- 計画等の手続に関する規定: 合計1,809条項^{※2、※3}
(義務:1,413条項 努力:276条項 できる:299条項)^{※2}
 - 議決に係る規定:46条項^{※2}(義務:42条項 努力:0条項 できる:7条項)
 - 協議・調整・意見聴取・同意に係る規定:1,123条項^{※2}
(義務:964条項 努力:142条項 できる:185条項)
 - 許可、認可、承認、認定に係る規定:112条項^{※2}(義務:73条項 努力:0条項 できる:39条項)
 - 公示、公告、公表、閲覧・縦覧に係る規定:552条項^{※2}
(義務:471条項 努力:203条項 できる:18条項)

※2 1つの条項において一部の手続を義務付け、一部の手続を努力義務とする場合等があるため、「義務/努力/できる」の内訳と合計は一致しない。

※3 1つの条項において複数の手続について規定する場合があるため、手続の内訳と合計は一致しない。

計画の策定等に関する条項の整理について

整理結果の概要

<策定に関する規定>

- 第2次・第3次勧告以降も、計画等の策定を新たに義務付ける規定が創設されている
- また、計画等の策定を努力義務とする規定や「できる」とする規定が大幅に増加している
- 計画等の策定を努力義務とする規定については、勧告時点と比較して現時点で都道府県で約4.7倍、市町村で約3.8倍に増加している
- また、計画等の策定を「できる」とする規定は、勧告時点と比較して現時点で都道府県で約2.6倍、市町村で約3.2倍に増加している
- 計画等の策定については努力義務又は「できる」とした上で、財政上の措置等を受けるためには計画等の策定が必要とされているケースも相当数見られる

(努力:87条項中24条項、できる:217条項中151条項)

<内容及び手続に関する規定>

- 計画等の内容や手続について、過去の勧告等に照らして過度な義務付けを行っているケースが見られる

今後の取組(案)

「計画策定等」を令和3年の提案募集における「重点募集テーマ」とし、地方公共団体から広く提案を募り、見直しの検討を進めることとしたい